

環境影響評価審査会 次第

令和元年8月2日（金） 10時00分～
ラッセホール5階 「サンフラワー」

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

環境影響評価対象事業の追加（太陽光発電所）について

- 4 閉 会

< 資 料 >

- 資料1：前回の総会での主なご意見と回答・対応方針
- 資料2：環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加について（案）
- 資料3：環境影響評価手続の対象となる太陽光発電所【想定】
- 資料4：環境アセスメント対象事業一覧（案）
- 参考資料1：関係法令等の評価項目等の比較
- 参考資料2：環境影響評価に関する条例における対象事業の追加について（案）
- 参考資料3：太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）
- 参考資料4：環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要
- 参考資料5：大規模な開発行為に係る開発許可にいたるまでの主な手続
- 参考資料6：大規模開発及び取引事前指導要綱 関係法令等一覧
- 参考資料7：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例パンフレット
- 参考資料8：太陽光発電施設の設置等に関する基準
- 参考資料9：環境影響評価指針

前回の総会での主なご意見と回答・対応方針

No	ご意見	回答・対応方針
1	太陽光条例の施行状況は。	<p>○平成 29 年度：55 件、平成 30 年度：66 件、令和元年度（6 月まで）：19 件の計 140 件です。</p> <p>○うち、自然改変を伴うものは、森林 45 件、ため池 25 件です。</p>
2	<p>昨年、西日本豪雨の際、姫路で崩れた案件のその後の状況は。</p>	<p>○姫路市林田町の太陽光発電施設</p> <p>（1）設置者 ㈱タイナビ電力</p> <p>（2）設置場所 姫路市林田町下伊勢</p> <p>（3）出力 750kW</p> <p>（4）現況 復旧計画の検討中</p> <p>○姫路市飾東町の太陽光発電施設</p> <p>（1）設置者 合同会社 DMM. com</p> <p>（2）設置場所 姫路市飾東町</p> <p>（3）出力 687.5kW</p> <p>（4）現況 復旧計画の検討中</p>
3	アセス条例と、太陽光条例や大規模開発要綱との違いは。	<p>○アセス条例は、事業者自らが環境影響について調査・予測・評価を行い、結果を公表し、一般や自治体等からの意見を聴き、環境保全の観点からよりよい事業計画を作るものです。</p> <p>○大規模開発要綱は、無秩序な土地利用の防止を目的とし、開発行為を行うのに要する法令等の手続に入る前の事前に協議を行い知事の同意を得るものです。</p> <p>○太陽光条例は、施設の地域環境との調和を目的とし、設置の際の施設基準への適合、近隣関係者への説明、事前の届出を行うものです。</p>
4	稼働中の太陽光発電所のパネルの故障や破損による有害物質の漏出、廃棄の取扱いについて事前に評価すべき。	<p>○従来から、事故時の対応については、各段階の知事意見の中で適切な対応を求めています。</p> <p>○撤去に伴う廃棄物については、中央環境審議会の答申（2019 年 4 月）でも「評価項目として選定することが考えられる」とされており、県としても「環境影響評価指針」の改正に盛り込む方向で考えています。</p>

5	再生可能エネルギー普及との関係、都市計画との関係はどのように考えるか。	<p>○再生可能エネルギー発電の導入は積極的に推進していく必要がありますが、太陽光発電の導入にあたっては、より環境保全と両立した形で適正に導入することが、地域の理解も得て結果的に太陽光発電の円滑な普及に貢献することとなると考えています。そのため、一定規模以上の太陽光についてはしっかりアセスをさせることが必要と考えています。</p> <p>○太陽光発電施設は、建築基準法や都市計画法の適用を受けないことから、都市計画の観点からの土地利用誘導ではなく、太陽光条例により周辺の地域環境との調和を図っています。</p> <p>今回、アセス条例における太陽光発電の規模要件を厳しく設定することにより、一定程度の抑止が図られるものと考えています。</p>
6	太陽光発電所に適したゾーニングの基準を作れないか。	<p>○まずは事業者自らが各種検討を行い、適切な場所への設置を計画することが重要です。</p> <p>○その上で、アセス手続の中で、関係地元市町や住民からの意見・回答も踏まえ、事業者の適切な対応を知事意見により求めていくこととなります。</p> <p>○ゾーニングについては、地形だけでなく、施設の規模、パネルの配置等、個別の案件によって大きな違いがあることから、基準を設定することは困難と考えます。</p>
7	ハザードマップとの整合性は。地滑りや洪水区域との関係は見ているのか。地震の断層も。	<p>○ハザードマップとの整合性等については、必要と考えていますが、詳細については今後、「環境影響評価指針」の改正に関する検討の中で取り扱っていきたいと考えています。</p>
8	太陽光条例の施設基準で斜面30°の場所での設置は不可となっているが、宝塚や三田ではそういうところでも地滑りの危険性がある。地域性を考慮する必要があるのでは。	

9	ため池に設置されるケースもある。ため池は一つひとつが生態系を構成しているので、配慮が必要では。	○ため池に太陽光を設置する計画に対しては、生息する生物や生態系の状況を一層踏まえたアセスとなるようにしていきたいと考えています。 ○太陽光条例では、湖沼、ため池等の水面に設置する場合には、太陽光パネルの面積の水面の面積に対する割合がおおむね50%以下とするといった施設基準があります。
---	---	---

環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加について（案）

1 対象とする太陽光発電所の規模

遊休地に加え、山林の伐採や斜面地の開発により、環境影響評価法の対象規模より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化している。

このため、県アセス条例の対象規模は、環境影響評価法の規模より大幅に下げ、以下のとおり設定する。

対象とする太陽光発電所の規模

区分		県アセス条例（施行規則改正案）	【参考】環境影響評価法（政令改正）
対象規模	事業区域面積	5 ha 以上	（面積 100ha 以上に相当）
	出力	（出力 2,000kW に相当）	出力 4 万 kW 以上*

※電気事業法と整合を図るため出力で設定

2 規模設定の考え方

アセス法の対象規模要件は出力（kW）で設定しているが、県では、太陽光発電所の設置案件を広くカバーし、不適切な面的開発を防ぐ観点を明確にするため、アセス条例の対象規模要件を面積（ha）で設定する。

【5ha 以上（2,000kW 以上に相当）の考え方】

- ① 電気事業法の工事計画届の提出義務の対象
- ② 太陽光条例の実績では、面積ベースで、届出全件の約 8 割をカバー、山林の自然改変のあるものの約 9 割をカバー

3 参考

(1) 電気事業法の規定（法第 48 条第 1 項）

- 太陽光発電所に係る工事計画届の提出義務：2,000kW 以上
技術基準に不適合の場合等は、経産大臣の計画変更命令の規定あり。

(2) 太陽光条例の実績（平成 29 年度～令和元年 6 月末）

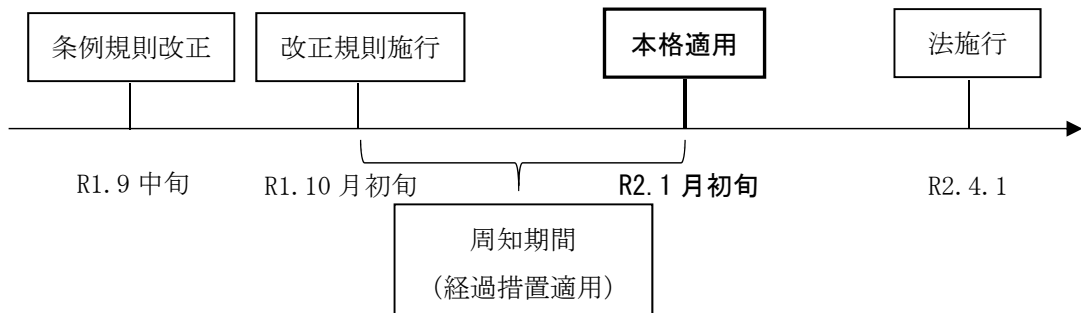
- 届出（0.5ha 以上）全件の延べ事業面積のうち、5 ha 以上の延べ事業面積が占める割合・・・約 8 割
- 山林の自然改変に係る届出全件の延べ事業面積のうち、5 ha 以上の延べ事業面積が占める割合・・・約 9 割

4 施行時期等

県アセス条例施行規則の改正と施行

期 日	改正：令和元年9月中旬	施行：令和元年10月初旬 (アセス手続の本格適用：令和2年1月初旬)
		施行から本格適用までの間、一定の経過措置を設ける。
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○環境影響評価法の対象事業への追加が令和2年4月1日に施行される。 ○3ヶ月前から県アセス条例を適用することで、環境影響評価法の経過措置である「条例手続から法手続への移行」をスムーズに行うことが可能。 ○駆け込みによる大規模太陽光発電事業の手続逃れを抑制。 (電気事業法の工事計画届の提出の有無で環境影響評価手続の要否が決定) 	

施行規則改正及び施行等の流れ



環境影響評価手続の対象となる太陽光発電所（R1. 10. 1 時点）【想定】

固定価格買取制度 再生可能エネルギー発電事業計画 認定リスト（H31. 3 末、資源エネルギー庁）中、面積規模 5ha（出力 2,000kW に相当）以上のものであって、R1. 10. 1 時点で電気事業法の工事計画届出が未提出である見込みのもの。

番号	実施場所	規模		アセス対応	
		面積	出力	条例	法
1	三田市 篠山市	231. 3ha	85, 000kW		○
2	姫路市 砥堀	169. 6ha	57, 000kW		○
3	福崎町 高岡	50ha (推定)	20, 000kW	○	
4	三田市 加茂野山	49. 5ha (推定)	19, 800kW	○	
5	姫路市 夢前町	28. 1ha (推定)	11, 250kW	○	
6	加古川市 志方町	24. 6ha (推定)	9, 875kW	○	
7	南あわじ市 阿那賀	23. 8ha (推定)	9, 520kW	○	
8	姫路市 安富町	15. 1ha	7, 260kW	○	
9	南あわじ市 阿万東町	22. 0ha	7, 000kW	○	

(注) 神戸市内を除く。

環境アセスメント対象事業一覧（案）

資料4

開発整備事業		環境影響評価に関する条例		環境影響評価法		
		対象事業	特別地域対象事業※	第一種事業	第二種事業	
1	道路	高速自動車国道	すべて		すべて	—
		自動車専用道路（阪神高速）	4車線～（すべて）	2車線10km～	4車線～（すべて）	—
		自動車専用道路（一般国道）			4車線10km～	4車線7.5～10km未満
		自動車専用道路（その他）			—	—
		一般国道（自専以外）	4車線10km～	4車線7.5～10km未満 2車線10km～	4車線10km～	4車線7.5～10km未満
		都道府県道			—	—
		市町村道			—	—
		林道（大規模林道）			幅員6.5m 20km～	幅員6.5m 15～20km未満
		林道（その他）			—	—
		農道			—	—
臨港道路	—	—				
2	下水道	計画処理人口10万人～		—	—	
3	ダム又は堰	ダム・堰	湛水面積100ha～	湛水面積50～100ha未満	湛水面積100ha～	湛水面積75～100ha未満
		湖沼水位調節施設・放水路	—		土地改変面積100ha～	土地改変面積75～100ha未満
4	廃棄物処理施設	ごみ焼却施設	処理能力450t/日～		—	—
		し尿処理施設	処理能力150kL/日～			
		産業焼却施設	処理能力450t/日～			
		最終処分場	埋立処分面積15ha～		埋立処分面積30ha～	埋立処分面積25～30ha未満
5	畜産施設	豚房施設	豚房面積7,500m ² ～		—	—
		牛房施設	牛房面積23,500m ² ～			
		鶏舎等	鶏舎面積33,000m ² ～			
6	飛行場	滑走路延長2,500m～	面積50ha～		滑走路延長2,500m～	滑走路延長1,875～2,500m未満
7	工場・事業場	面積100ha～、 使用燃料15kL/時～、 排水量1万m ³ /日（冷却排水は30万m ³ /日）～	面積50～100ha未満		—	—
8	発電所	水力発電所	出力3万kW～		出力3万kW～	出力2.25万～3万kW未満
		火力発電所（地熱）	出力1万kW～		出力1万kW～	出力7,500～1万kW未満
		火力発電所（その他）	出力7.5万kW～		出力15万kW～	出力11.25万～15万kW未満
		原子力発電所	すべて		すべて	—

※ 特別地域とは、鳥獣保護区、保安林、国立・国定公園、県立自然公園等、自然環境など特に保全すべき地域。

環境アセスメント対象事業一覧（つづき）

開発整備事業			環境影響評価に関する条例		環境影響評価法	
			対象事業	特別地域対象事業※	第一種事業	第二種事業
9	レクリエーション施設	都市公園	形質変更面積100ha～	面積50ha～	—	—
		運動・レジャー施設	面積100ha～	面積50～100ha未満		
		ゴルフ場	形質変更面積20ha～			
10	公有水面の埋立		埋立面積50ha超又は環境保全上重要な埋立		埋立面積50ha超	埋立面積40～50ha以下
11	工業団地	近畿圏整備法適用	造成面積100ha～、 使用燃料15kL/時～、 排水量1万m ³ /日（冷却排水は30万m ³ /日）～	造成面積50～100ha未満	造成面積100ha～	造成面積75～100ha未満
		その他			—	—
12	住宅団地	土地区画整理事業	造成面積100ha～	造成面積50～100ha未満	造成面積100ha～	造成面積75～100ha未満
		新住宅市街地開発事業			—	—
		新都市基盤整備事業				
		宅地の造成事業（都市再生機構、中小企業基盤整備機構）				
その他						
13	流通業務団地		造成面積100ha～	造成面積50～100ha未満	造成面積100ha～	造成面積75～100ha未満
14	鉄道又は軌道	新幹線鉄道	すべて		すべて	—
		普通鉄道	延長10km～	延長7.5～10km未満	延長10km～	延長7.5～10km未満
		軌道				
15	その他	土石の採取等	面積100ha～	面積50～100ha未満	—	—
16	その他	土地区画整理事業	造成面積100ha～	造成面積50～100ha未満	造成面積100ha～	造成面積75～100ha未満
		新住宅市街地開発事業				
		新都市基盤整備事業				
		宅地の造成事業（都市再生機構、中小企業基盤整備機構）				
その他					—	—
再生可能エネルギー発電所 （8に掲げるものを除く）		風力発電所	出力1,500kW～	出力500～1,500kW未満	出力1万kW～	出力7,500～1万kW未満
		太陽光発電所	事業区域面積5ha～		出力4万kW～	出力3万～4万kW未満

※ 特別地域とは、鳥獣保護区、保安林、国立・国定公園、県立自然公園等、自然環境など特に保全すべき地域。